

日米、日英協定... Safeguard 7/12

- ・ 日米では、IAEA 査察が成立せぬは「^{協定}協定そのものの意義を失ふ」(12条)
 - 前協定はなし
 - Safeguard は 米 → 日のみ

日英では、IAEA 査察がないうちは「^{査察}査察」(10条)

○ Safeguard は 相互 (10条)

○ 大まかにいう (日英の4)

Enrichment 施設が入るべき

IVPT に 10-15% の割合が入るべき

その後の処理するところまでやるべき

日英 IAEA 相互査察 (1990年 Memorandum にあり)
日米 IAEA 協定は 1 年毎の 6 ヶ月更新する必要がある。